

## サービス別特則

以下に定めるサービス別特則(以下「本特則」といいます)は、各サービスの利用を申込み契約者に対して、「システム利用規約」(本紙表面に記載、以下「本規約」といいます)とは別に適用される利用条件です。契約者は、当該各サービスを利用する場合に限り、以下の優先順位で本特則を含む当社所定の利用条件を遵守するものとします。

- ①特約（申込書内の所定欄）記載事項
- ②①以外の申込書記載事項
- ③本特則（以下に定める商品・サービス別特則）
- ④本規約（システム利用規約）

なお、いずれの特則を変更する場合も、本規約に定める本規約・サービス別特則の変更手続きに関する定めによるものとします。

### ◆ES いい物件 賃貸「店舗間データ共有機能」特則

本特則は、「ES いい物件 賃貸」サービスのうち「店舗間データ共有機能」（以下「本件サービス」といいます）の利用を申込み契約者に対して、本規約とは別に適用される利用条件です。

### 第1章 総則

#### 第1条（定義）

本特則において「グループ」とは、本件サービスの利用により、不動産物産情報（以下「データ」といいます）を共有する契約者およびその他の法人ならびに本件サービスを利用する店舗の集合をいいます。

#### 第2条（データ共有への同意）

- 契約者は、本申込書に基づき設定されたグループにおいて、契約者があらかじめ共有を承諾したデータが、グループに属する他の法人・店舗により保有・利用（編集加工・複製・ウェブサイトに上の掲載等）されることにつき、あらかじめ同意します。
- グループに属するその他の法人・店舗は、データが前項の定めにより他の法人・店舗にも共有されることに同意します。当社は契約者からの本申込書提出をもって、グループ内各法人に於いて本条各項に定める事項が同意されたものと見なします。

#### 第3条（契約者の役割）

- 契約者は、本申込書に基づき設定されたグループにおいて第7条および第8条に定める変更等が生じた場合、当社所定の書面およびその他の手続きをもって当社に対して通知します。
- 契約者は、契約者が運営する店舗、およびグループに属するその他の法人・店舗に対して、本規約・本特則その他本件サービス利用上当社が定め契約者に通知する事項を遵守させるとともに、グループ内の要望・連絡等を総括して当社に通知します。この場合、契約者以外の法人が運営する店舗に変更等が生じた場合、契約者に通知を行い、個々に当社に対して連絡等を行わないものとします。
- 契約者は、グループに属する店舗（契約者が運営しているか否かを問わない）の本件サービス利用に係る料金の一切を、当社に支払うものとします。なお、法人別に料金を負担する等の取決め等、本項と異なる定めを設ける場合は契約者およびグループに属するその他の法人は当社所定の契約手続きに従うものとし、その場合においても契約者は各法人と連帯して当該料金を支払う責任を負うものとします。

### 第2章 諸手続きについて

#### 第4条（申込手続きの原則）

本件サービスを利用する場合、および利用内容の変更を行う場合は、本申込書を押印手続きを行った上で当社に提出します。

#### 第5条（本件サービス利用の条件）

- 当社は、当社が提供する「ES いい物件 賃貸」の利用申込を行っているが、現に利用している契約者およびその他の法人が運営する店舗に限り本件サービスの利用を承諾しグループへの加入を認めます。
- 本件サービスの性質上、2店舗以上の利用申込が行われない場合、本件サービスは利用できないものとします。
- 特定の店舗は、複数のグループに属することはできないものとします。なお、契約者が運営する店舗を別々のグループにご加入させ、または複数のグループの設定を申込みことを妨げるものではありません。
- 前各項のいかに、当社が定める基準により、本件サービス利用を許諾しない場合があります。その他、申込手続きに伴う書類の提出、ならびに当社における審査および承諾は、本規約の定めを準用します。
- 当社は、本件サービス利用に係る申込を受理し設定を完了した後であっても、申込内容が前各項に定める条件に違反していることを確認した場合は、いつでも設定を解除し申込内容を拒絶することができるものとします。

#### 第6条（グループ設定の申込手続き）

契約者は、グループを新設する場合、利用店舗に係る情報が記載された本申込書を押印した上で、当社に対して提出します。

#### 第7条（設定内容の変更手続き）

前条の定めに基づき設定されたグループにおいて、情報の変更（次条に定める契約者の脱退を除きます）が生じる場合、契約者は変更すべき情報が記載された本申込書に押印した上で、当社に対して提出します。

#### 第8条（契約者の脱退）

「ES いい物件 賃貸」または本件サービスの解約に伴い、契約者がグループから脱退する場合は、当社所定の「システム利用申込書（兼変更・解約申込書）」を提出します。この場合、第6条に基づき設定されたグループは、契約者の本件サービス利用終了の日をもって消滅しま

す。

### 第3章 その他

#### 第9条（禁止事項・免責に関する特則）

本規約第6章「禁止事項・免責等について」とは別に、以下の定めが適用されるものとします。
①当社は、第3条に基づき契約者が当社に対して提出した文書または当社に対して行ったその他の通知に基づき設定を行うものとし当該文書の提出または通知が行われないこともしくは遅延したこと、または当該文書の内容と契約者以外の法人から契約者へ通知した内容と異なることにより契約者およびグループに属するその他の法人が被る一切の不利益について、責任を負わないものとします。
②当社は、第5条に基づく設定の解除または申込内容の拒絶、および第8条第1項に基づくグループの消滅により契約者およびグループに属するその他の法人が被る一切の不利益について、責任を負わないものとします。

### ◆ES-WebSite「ページビュー(PV)」特則

本特則は、「ES-WebSite」（以下「本件サービス」といいます）の利用を申込み契約者に対して、本規約とは別に適用される利用条件です。

#### 第1条（定義）

本特則において使用する語句の意味を、それぞれ次の各号のとおり定めます。

- ①本件ウェブサイト
契約者が本件サービスを利用して運営するウェブサイトをいいます。
- ②ページビュー（PV）
本件ウェブサイトまたは本件ウェブサイト内の特定のページが表示された回数（本件ウェブサイトへのアクセス数）をいいます。本件ウェブサイト内の1ページが表示された場合、これを1PVとします。
- ③契約PV数
契約者が本申込書により、本件サービスの申込みにおいて当社に対してあらかじめ届出た、1ヶ月間（各月の1日から末日まで）におけるPV数をいいます。

#### 第2条（PVの計測および超過料金の支払いに関する特則）

当社は、各月の1日から末日までに本件ウェブサイトに対して発生したPVを計測します。この場合、クローラー（検索エンジンで利用するデータを収集するための自動収集型プログラム）の作動により発生したPVは除外します。当該計測により算定されたPV数が契約PV数を超過した場合、契約者は次の各号に従い当該超過分のPVに応じた料金を当社に支払うものとします。
①契約者は、10,000PV超過に対して10,000円（消費税別途加算）を、当社に支払うものとします。なお、10,000PVに満たない部分は、切上げにより10,000PVと算定いたします。
②前号に定める料金の支払期日は、「システム利用規約」第10条第3項③号に定める「超過料金」の定めを適用します。

#### 第3条（その他）

契約者は、当社が前条に定めるPVの計測方法、ならびに契約PV数および超過PV数に係る単価等、PVに関する諸条件を「システム利用規約」第10条第6項および第23条の定めにより変更・改定・削除する場合がありますことにあらかじめ同意します。当社は当該条件の一部または全部を変更・改定・削除した場合は、当社所定の方法により、契約者にあらかじめ通知を行うものとします。

### ◆ES-WebSite「ホスティングサービス」特則

本特則は、「ES-WebSite」サービスのうち「ホスティングサービス」（以下「本件サービス」といいます）の利用を申込み契約者に対して、本規約とは別に適用される利用条件です。

#### 第1条（サービス設定に関する特則）

本件サービスのお申込み内容に対して当社が設定作業等を行う場合、契約者はあらかじめ次の各号に定める内容に同意するものとします。

- ①ドメインの登録申請を受け付ける組織または機関、およびその指定事業者（以下総称して「レジストラ等」といいます）への書類提出等のため、当該レジストラ等の確認・作業等の状況によっては、必ずしもドメイン取得期間等が契約者の希望内容に沿わない場合が生じることに、契約者はあらかじめ同意するものとします。
- ②ドメインの取得申請前あるいは取得申請中（レジストラ等の確認作業期間を含みます）に、第三者が契約者の希望内容にてドメインを取得する可能性があり、その場合契約者の希望内容に沿わない場合が生じることに、契約者はあらかじめ同意するものとします。
- ③一部のドメイン取得作業においては、レジストラ等が当社へのお申込みとは別に必要書類（登記簿謄本等）を契約者に要請する場合がありますこと、契約者はあらかじめ同意するものとします。
- ④本件サービスの運営上、当社が運用する各種サーバ等類にアクセスしようとする者に対してアカウント情報の入力を求めることによりアクセス権限の有無を確認するシステムを用いる場合、当社は適正なアカウント情報と一致する文字列を入力した者に対して適正なアクセス権限が与えられているものとみなすとともに、当該入力の結果に関しては一切責任を負わないものとします。

#### 第2条（サービス料金の支払いに関する特則）

本規約第3章「料金の支払いについて」とは別に、以下の定めが適用されるものとします。

- ①本件サービスのうち、当社以外の第三者が提供する各サービス（「新規ドメイン取得サービス」「既存ドメイン移管サービス」その他のサービス）が利用される場合、ドメインの取得等サービスが利用できる状態になったかどうかにかかわらず、当社は初期設定料金分（取得申請分料金）の契約者への返金は行わないものとします。
- ②ドメイン取得完了後、本件サービスに関する契約の更新時期および利用料金の請求とは別に、当該ドメイン等の契約に関する更新時期が到来した場合には当該更新料金が発生することに、契約者はあらかじめ同意するものとします。
- ③レジストラ等々料金設定の変更により、当社サービスの利用料金が変動する場合がありますこと、契約者はあらかじめ同意するものとします。

④本件サービスに係る利用料金において、更新料および管理料等サービス自体の料金以外の項目を含む場合、当社は本件サービスの申込みに係る申込書にその旨明記するものとし、契約者は本件サービスの申込みにおいてあらかじめ了承するものとします。

#### 第3条（解約に関する特則）

本規約第4章「解約について」とは別に、以下の定めが適用されるものとします。
①本件サービスの全部または一部が解約された場合において、当社がドメイン等に関して第三者が提供するサービスにつき責任を負わないものとし、これらのサービスが適切に提供されないことにより契約者が被る損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
②本件サービスの全部または一部を解約した場合において、契約者が本件サービスに関連して利用していたサービスを継続して利用できるよう、契約者の依頼により当社が作業を実施する場合（ドメインの再移管等）、当該作業に関する料金は契約者が別途負担するものとします。

#### 第4条（免責に関する特則）

当社は、当社がサービス提供上やむを得ない理由により契約者への設定情報を変更すること（IPアドレス、DNSサーバのドメイン名およびIPアドレス等の変更その他の作業）により契約者が被る損害等について、責任を負わないものとします。

### ◆ES-WebSite「外部リンク購入サービス(SEO)」特則

本特則は、「ES-WebSite」サービスのうち「外部リンク購入サービス(SEO）」（以下「本件サービス」といいます）の利用を申込み契約者に対して、本規約とは別に適用される利用条件です。

#### 第1条（定義）

本特則において使用する語句の意味を、それぞれ次の各号のとおり定めます。
①本件ウェブサイト
契約者が運営するウェブサイトであって、本件サービスの適用を契約者が希望するものをいいます。
②キーワード
検索エンジンに入力される語句（本件ウェブサイトを上位表示させるよう契約者が特指指定したもの）をいいます。
③外部リンク、掲載リンク数
本件ウェブサイトからその他のウェブサイトに対してリンクを掲載（設定）することをいひ、掲載（設定）済みのリンク数を「掲載リンク数」といいます。

#### 第2条（サービス設定に関する特則）

- 本件サービスの利用申込み先立ち、契約者は本件ウェブサイトURL、キーワード、および外部リンク数（希望掲載リンク数）等、申込内容の確定のため当社が必要とする項目に係る情報をあらかじめ当社が指定する方法により通知し、見積依頼を行うものとします。
- 申込受付後ただちに当社において作業を進めるため、本件ウェブサイトURLおよびキーワードは、申込書提出後は当社が承諾した場合を除き変更できません。
- 契約者は、設定済みキーワードおよび外部リンク数（希望掲載リンク数）は変更できないことにあらかじめ同意し、変更を希望する場合は、まず本件サービスを解約し、改めて変更後のキーワードおよび外部リンク数（希望掲載リンク数）にて本件サービスの利用を再度申込みものとします。この場合、本規約第12条（契約者による解約）第1項の定めが適用されます。
- 当社は、月ごとの外部リンクについて納品書を作成し、契約者に提出します。なお納品書の形式および提出時期等については、当社の定めによるものとします。

#### 第3条（情報の取扱いに関する特則）

契約者は、本件サービス終了後、当社が本件サービスに基づき作成・掲載した外部リンクを本規約第17条（データの管理）第3項に基づき削除することにあらかじめ同意します。当社は、この削除処理により契約者が被る不利益について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第4条（免責に関する特則）

契約者は本規約第22条（免責）第1項および第23条（サービスの変更）に基づき、次の各号が適用されることに、あらかじめ同意します。
①当社は、本件サービスの利用によって、対象ウェブサイトが検索エンジンにおいて常時上位へ表示されることについては保証しないものとし、また外部リンクによる集客効果が高くなる場合であれ、その結果については一切の責任を負わないものとします。
②契約者は、本件サービスの内容が外部リンク購入のみを対象としており、その他のSEO（検索エンジン最適化）に係る施策を当社が提供するものではないことに同意します。
③契約者は、外部リンク掲載状況の変動および検索エンジンのアルゴリズム（上位表示に係る処理手順）の変動によっては、本件サービスの利用にかかわらず本件ウェブサイトの検索エンジンにおける表示順位が変動する場合がありますこと、あらかじめ同意します。
④契約者は、本件サービスの内容（特に仕様、コンテンツ等）について当社が予告なく変更する可能性があることに、あらかじめ同意します。

## ◆ES-CMS「ホスティングサービス」特則

本特則は、「ES-CMS」サービスのうち「ホスティングサービス」（以下「本件サービス」といいます）の利用を申込み契約者に対して、本規約とは別に適用される利用条件です。

#### 第1条（サービス設定に関する特則）

（ES-WebSite『ホスティングサービス』特則）第1条と同じ定めが適用されます）

#### 第2条（サービス料金の支払いに関する特則）

本規約第3章「料金の支払いについて」とは別に、以下の定めが適用されるものとします。

①本件サービスのうち、当社以外の第三者が提供する各サービス（「新規ドメイン取得サービス」「既存ドメイン移管サービス」「SSLサーバ証明サービス」その他のサービス）が利用される場合、ドメインの取得等サービスが利用できる状態になったかどうかにかかわらず、当社は初期設定料金分（取得申請分料金）の

契約者への返金は行わないものとします。

- ②（ES-WebSite『ホスティングサービス』特則）第2条第②号と同じ定めが適用されます）
- ③「メールホスティングサービス」におけるディスク容量の超過等、データ転送量が所定の制限を超過する場合には、契約者は当社が別途定める超過料金を支払うものとします。この場合、当社は当該データ転送量が所定の数値を超過したこと等を契約者に通知する義務を負わないものとします。
- ④（ES-WebSite『ホスティングサービス』特則）第2条第③号と同じ定めが適用されます）
- ⑤（ES-WebSite『ホスティングサービス』特則）第2条第④号と同じ定めが適用されます）

#### 第3条（解約に関する特則）

（ES-WebSite『ホスティングサービス』特則）第3条と同じ定めが適用されます）

#### 第4条（免責に関する特則）

（ES-WebSite『ホスティングサービス』特則）第4条と同じ定めが適用されます）

### ◆「ES-B2B」特則

本特則は、「ES-B2B」サービス（以下「本件サービス」といいます）の利用を申込み契約者に対して、本規約とは別に適用される利用条件です。

#### 第1条（サービス設定に関する特則）

- 本件サービスの利用に先立ち、契約者による検収に必要な機能の構築（以下「機能構築業務」といいます）を当社が行う場合、当社がすみやかにその機能に関する仕様を作成し、契約者に提出します。なお、「検収」とは、当社が構築した機能が本件サービスの利用上当社が提示した仕様（以下「仕様」といいます）を満たしているか契約者において確認する作業をいいます。
- 機能構築業務の検収については、次の各号の定めによるものとします。
①契約者は、前項に基づき当社が提示した仕様を、当社が通知した期間内に選定なく確認するものとします。この期間内に契約者から何らかの返答がなかった場合、当社は期間満了時をもって仕様が確定したものとみなします。
②契約者および当社は、前①号で確定した仕様を協議の上、変更できるものとします。この場合、当社は仕様の変更に関する手続が完了するまでは、変更前の条件に従って引続き機能構築業務を遂行することができるものとし、契約者はその業務の対価を支払うものとします。
③契約者は、当社から機能構築業務が完了した旨の通知を受けた後、業務の内容について、当社が通知した期間内に検収を行います。当社は、契約者による検収の合格をもって機能構築業務の検収が完了したものとし、この時点をもって機能構築業務の遂行は完了します。この場合、契約者は、速やかに当社所定の「検収書」を当社に交付します。
④当社は、前③号で契約者に通知した期間内に契約者が当社所定の方法で異議の申出を行わない場合、検収期間満了時をもって機能構築業務の検収が完了したものとみなします。
⑤契約者は、検収の結果が不合格であった場合、前③号で契約者に通知した期間内に相当期間を定めた上で修補を当社に依頼し、当社は契約者の依頼内容に従って修補作業を行うものとします。この場合、契約者は、修補された内容につき再度検収を行うものとし、その取扱いはい第③号および④号に準じます。
- 本規約に定める「課金開始日」より前に本件サービス利用の解約が行われる場合、次の各号の定めによるものとします。
①契約者側から解約を希望する場合、契約者は解約日までの機能構築費用を含め当社がそれまでに負担した金額を支払います。この場合、本規約第12条（契約者による解約）各項の定めが本特則とは別に適用されることを、契約者はあらかじめ了承します。
②当社側から解約を希望する場合、契約者に対し、解約日までの作業料金を含め当社がそれまでに負担した金額の請求を行わないことを条件に即時に解約できるものとします。

#### 第2条（アカウントおよびパスワードの管理に関する特則）

本規約第20条第4項に定める「アカウントおよびパスワードの管理」に関する定めとは別に、契約者は、本件サービスの範囲内で閲覧者に対して契約者自身が発行し、または停止等を行うアカウントおよびパスワードについては厳重に管理を行うものとし、これらの閲覧者のアカウントおよびパスワードの不正利用または第三者への開示等については、理由の如何を問わず当社が一切責任を負わないことに、あらかじめ同意します。

#### 第3条（免責に関する特則）

本規約第22条第1項に定める「免責」に関する定めとは別に、契約者は、当社が作成したウェブサイトに掲載された本件サービスの範囲内で契約者および閲覧者が閲覧等利用の対象とする物産情報自体の正確性、およびその物産情報から生じる取引全般（物産情報に関する問合せ、苦情もしくは官公庁等第三者からの指示・命令、または取引における契約者および閲覧者・第三者の紛争もしくはは官公庁第三者からの指示・命令等を含みます）について、当社が一切責任を負わないことに、あらかじめ同意します。またウェブサイトに登録する閲覧者自身の情報自体の正確性等、本件サービス内容に基づき契約者が利用の対象とする情報全体の安全性および正確性、ならびにその情報を利用した結果についても、当社は一切責任を負わないものとします。

### ◆「セブンチェリー21・ジャパンオフィシャルツール」特則

本特則は、「セブンチェリー21・ジャパンオフィシャルツール」サービス（以下「本件サービス」といいます）の利用を申込み契約者に対して、本規約とは別に適用される利用条件です。

#### 第1条（定義）

本特則において使用する語句の意味を、それぞれ次の各号のとおり定めます。

- ①加盟店オープン日
契約者が株式会社セブンチェリー21・ジャパンとの間に加盟店契約を締結した際に、同社との間で加盟店として稼働を開始すると定められた日をいいます。
- ②ウェブサイト制作者
当社が指定したURLにより表示されるウェブサイトのデザイン・画像等の制作を、契約者に代わって実施する法人等をいいます。

- 第2条（サービス設定に関する特則）
- 当社が本件サービスのうちウェブサイト構築業務を実施する場合、次の各号の定めに従うものとする。
    - 当社は、本件サービス提供のため作成したウェブサイトのURLを、発行し、申込書に記載された契約者のメールアドレスに送付するものとする。
なお、当該ウェブサイトのURLの送付日は、本件サービスのうち契約者による検収が必要な機能を含む場合・含まない場合にかかわらず、次号の「サービス開始日」の14日前とします。
    - 前号において、サービス開始日（当社が本件サービス提供のため作成したウェブサイトが契約者および閲覧者によって利用される日をいうものとし、以下同様とします）は次のとおりあらかじめ契約者が「加盟店オープン日」とともに当社に届出するものとします。なお、サービス開始日は、いかなる理由であれ、申込日以降は変更されないことに、契約者はあらかじめ同意するものとする。
      - 契約者がウェブサイト制作者を指定して申込申に当社に届出する場合
契約者は、ウェブサイト制作者と協議したサービス開始日を決定し、届出るものとする。この場合、サービス開始日は申込日より起算して「14日が経過した日」から「3ヶ月が経過した日」までの期間内であり、かつ「加盟店オープン日」以降である日に定められるものとする。
      - ウェブサイト制作者を指定しない場合
契約者は単独でサービス開始日を決定し、届出るものとする。この場合サービス開始日を設定できる期間は1)と同じとします。
      - 契約者による検収が必要な機能の構築（以下「機能構築業務」）を当社が行う場合、契約者との間で当該構築に関する諸条件を定めた仕様を定めるとともに、期間を定めて契約者に提示するものとしその後の契約者による検収については、『BS-B2B』特則』第1条第2項各号の定めが適用されます。

- 前項に定めるサービス開始日より前に本件サービスの解約が行われる場合、次の各号の定めによるものとする。
  - 契約者側から解約を希望する場合、契約者は解約日までの機能構築費用を含め当社がそれまでに負担した金額を支払います。
この場合、本規約第12条（契約者による解約）各項の定めが本特則とは別に適用されることを、契約者はあらかじめ了承します。
  - 当社側から解約を希望する場合、契約者に対し、解約日までの作業料金を含め当社がそれまでに負担した金額の請求を行わないことを条件に即時に解約できるものとする。

- 第3条（免責に関する特則）
- 本規約第22条第1項に定める「免責」に関する定めとは別に、契約者は次の各号に定める事項について、当社が一切責任を負わないことに、あらかじめ同意します。
- 契約者は、当社が作成したウェブサイトに掲載され本件サービスの範囲内で契約者および閲覧者が閲覧等利用の対象とする物件情報自体の正確性および当該物件情報から生じる取引全般（物件情報に関する問合せ、苦情もしくは官公庁等第三者からの指示・命令、または取引における契約者および閲覧者・第三者の紛争もしくは官公庁等第三者からの指示・命令等を含みます）については当社が一切責任を負わないことに、あらかじめ同意します。
またウェブサイトに登録する閲覧者自身の情報自体の正確性等、本件サービスに基づき契約者が利用の対象とする情報全体の安全性および正確性、ならびにその情報を利用した結果についても当社は一切責任を負わないものとする。
  - 当社が本件サービスの提供上、画像データその他第三者が著作権を含む知的財産権を有するデータ等を使用する場合、当社は当該データ等の使用によって当該第三者、または契約者が公開したウェブサイトの閲覧者等との間に生じた紛争およびこれに起因する契約者の損害については、一切責任を負わないものとします。
なお、当該紛争等の当社への影響を回避するため、画像データの変更その他当社が独自に措置を講じる場合があることに契約者はあらかじめ同意するものとし、当該措置の結果被る不利益等については、当社を一切免責とします。

- 第4条（損害賠償に関する特則）
- 本規約第25条に定める「損害賠償」に関する定めとは別に、契約者は、契約者とウェブサイト制作者との間における紛争（ウェブサイト制作者の業務遂行の遅延等に基づく加盟店としての稼働の遅延等）、契約者と株式会社ベンチャーリ-21・ジャパンとの間における紛争、または契約者と同社との間に締結された加盟店契約に起因する紛争等、当社の責に帰さない事由により当社以外の当事者が被った損害について、当社が一切賠償の責を負わないことについてあらかじめ同意します。

## ◆「Yahoo!不動産」賃貸住宅情報掲載サービスの特則

本特則は、「Yahoo!不動産」賃貸住宅情報掲載サービス（以下「本件サービス」といいます）の利用を申込む契約者に対して、本規約とは別に適用される利用条件です。
なお、本申込書内「Yahoo!不動産」賃貸住宅情報 掲載委託書に関する申込書（兼 変更・解約申請書）」における「契約に関するご注意事項」欄を、以下単に「ご注意事項」といいます。

- 第1条（定義等）
- 本特則において使用する語句の意味を、それぞれ次の各号のとおり定めます。
    - ヤフー
ヤフー株式会社をいいます。
    - 当社
株式会社いんし生活をいいます。
    - Yahoo!サイト
ヤフーが「Yahoo!」のサービスマーク、商号あるいは著作権表示等を付して日本国内において行うユーザーへの情報提供サービスを全般をいいます。
    - 本プロパティ
「ご注意事項」記載のYahoo!サイト中のプロパティをいいます。
    - リスティング情報
契約者がYahoo!サイト上で、ヤフーに掲載を委託する「ご注意事項」記載の情報をいいます。
    - リスティングサービス
Yahoo!サイト内の特定のプロパティにおいて、ヤフーが枠を割当てたWebページにリスティング情報を掲載し、公衆送信するサービスをいいます。
    - 広告サービス
特定の広告主の要望により本サービス内に設けられた特定スペース（サービス提供が「Windows media Player」等のソフトウェアを稼働して行われる場合当該ソフトウェア上で提供されるサービスを含みます）

- にサービス名、広告主の名称、販促キャンペーン等をヤフー所定の様式によって掲載（画像、テキスト、音声、動画等形式を問わず、広告主のサービス、会社名、販促キャンペーン等の情報ページへのリンクが設定されたものを含みます）するものをいいます。
  - ユーザー
インターネットその他の通信手段または電磁気媒体を通じてYahoo!サイトを利用する者をいいます。なお、ユーザーが閲覧、使用する際の端末機器は問わないものとします。
  - 個人情報
本規約第16条に定める「個人情報」のうち、氏名、住所、生年月日、個人の身体・財産・社会的地位等に関する事実および評価等単独または組み合わせて特定の個人を識別することができる情報をいひ、ユーザーがYahoo!サイトの利用にあたって登録するYahoo! !ID、パスワード、メールアドレス等の情報の他、ユーザーの通信ログ、クッキー情報を含むものとする。
- 入会金
本件サービスの利用申込申において、リスティング情報に関連して契約者より提供される店舗または加盟店の数量に応じて発生する対価をいいます。
継続利用の追加申込においては、前回以降追加されたリスティング情報に関連して契約者より提供される店舗または加盟店の数量に応じて発生する対価をいいます。
- 申込プラン
当社より提示される複数の対価に対応した上限掲載物件数とそれぞれの上限物件掲載数を超えた場合のプラン別超過物件単価をいいます。
- 先物物件
直接に貸主と媒介契約もしくは管理契約を結んでおらず、物件広告活動のために媒介契約もしくは管理契約を有している不動産会社から借り受けている物件をいいます。
- いんし物件
当社が作成した賃貸および売買不動産物件のデータベース化支援ツール「Eiんし物件」を指し、その機能の一部としてヤフーが認定した「Yahoo!不動産」への物件情報の入稿を可能とします。
また、ローカルクライアント型システムと2種類あり、オプション機能として、契約者に対し他の媒体への出稿機能、他のサービス提供を有し、クライアントと同意のもとサービス提供を行うことも可能となっているものをいいます。

- 第2条（業務委託）
- 契約者は当社に対し、契約者が保有する「ご注意事項」記載のリスティング情報を、本プロパティに掲載および公衆送信することを委託し、当社にこれを受託するとともに、ヤフーとの不動産情報取次に関する業務委託契約に基づき、ヤフーにこれを委託し、ヤフーにこれを受託するものとする。

- 第3条（お預かり保証金）
- 本契約の締結にあたり、契約者は本規約第11条に基づき2ヶ月分の月額利用料を「お預かり保証金」として当社に入金します。
  - お預かり保証金の入金確認後、当社は契約者に対して、いんし物件の入稿機能の利用を許諾するものとして、お預かり保証金の入金が遅れたために、「ご注意事項」記載のリスティング開始予定日に掲載が開始されない等、契約者が被った不利益について、当社は一切の責を負わないものとします。
  - プラン変更を行い、月額利用料が増額した場合は、契約者は2ヶ月分の月額利用料との差額分を当社に入金するものとする。
  - お預かり保証金については、本規約第11条各項の定めによります。

- 第4条（対価）
- 契約者は入会金、リスティング情報の掲載開始日の属する月より「ご注意事項」記載の申込プランの対価および「ご注意事項」に定める計算方法に基づいて計算した物件数が申込プランに定める上限掲載物件数を超過して掲載された場合の超過分がプラン別超過物件単価を乗じた額に消費税および地方消費税相当額を加えた額を、「ご注意事項」記載の支払条件にて当社に支払うものとする。
  - 本条の対価の支払いが遅延した場合には、当社は遅延日数に応じて完済日まで年利14.6%の遅延損害金（365日割計算）を契約者に対して請求できるものとする。

- 第5条（申込プランの変更）
- 契約者が申込プランを変更する場合は、所定の用紙を当社にご送付することで変更を行うことができるものとする。
- なお、プラン変更のタイミングは「ご注意事項」記載のとおりとします。

- 第6条（リスティング情報の掲載期間）
- リスティング情報の掲載期間は、「ご注意事項」記載のリスティング開始予定日から第20条または第21条に基づく本契約終了日までとします。
  - 契約者および当社は、相互に連絡をとりながら、リスティング情報掲載の開始の準備を行うものとし、当該準備が完了した時その旨を確認します。

- 第7条（情報内容の変更、整備等）
- ヤフーは、本契約期間中、リスティング情報またはリスティング情報に記載のあるWebページの記載内容、形式またはデザイン等がヤフーの定める掲載基準に抵触していると判断した場合、また、リスティングサービスのために必要なリスティング情報の項目等の詳細について変更が必要と判断した場合、リスティング情報の内容、形式またはデザイン等の変更を求めることができるものとする。この場合、契約者は、ヤフーから当該申し入れがあった場合、直ちに内容の修正・削除、リスティング情報の項目等の追加・変更等の対応を行うものとする。
  - 契約者は、リスティング情報中にあるテキストあるいはマストヘッドによってリンクした契約者のサービス画面上の利用、またはリスティング情報に掲載されている、もしくはリンクするWebページ上でユーザーが希望する情報提供サービスあるいは請求等が支障なく申込できるよう、契約者のシステムを整備します。

- 第8条（リスティング情報の提供方法等）
- 契約者は、当社に対して、「ご注意事項」記載の方法によりリスティング情報を提供します。
  - 契約者がリスティング情報の配信日時、または配信済みの情報の変更を行う場合には、当社が別途指定する期日までに行うものとする。
契約者の故意または過失によって所定の期日までに配信が行われなかった場合、当社は本特則に基づく債務を履行する義務を免れるものとする。ただし契約者から配信が行われた次第、所定の配信スケジュールに従

- って、すみやかに本特則に基づく債務を履行します。この場合、当社は当該情報掲載を行うことができなかった期間の対価を契約者に対して請求することができるものとする。

- 第9条（リスティング情報の使用・加工等）
- ヤフーおよび当社は、契約者から提供されるリスティング情報の内容を改変または修正してはならないものとする。ただし、ヤフーおよび当社は契約者から提供を受けたリスティング情報を本特則に基づく義務を履行するために技術的に必要な場合には、当該技術的必要性の範囲内で当該情報を加工することができるものとする。
ただし、新聞や雑誌、テレビ等媒体からの取材や調査によるYahoo!サイトの内容の撮影および記事掲載については、ヤフーの判断において許諾することができるものとします。
  - ヤフーおよび当社は、Yahoo!サイトの利便の向上を図るためヤフーおよび当社の判断により、リスティング情報を必要とするユーザー情報を一括管理（以下「ヤフーデータベース」といいます）すること、そのため必要な登録画面等を作成することができるものとし、契約者は適宜必要な協力を行うものとする。
また、ヤフーデータベースに登録したユーザーが、ヤフーのサービスから直接リスティング情報あるいは契約者が運営しているサイトの該当ページにリンクするようプログラムを設定することに契約者は協力します。
なお、当該個人登録画面や契約者のサービスからヤフーのサイト上のYahoo!サイト画面への戻り設定等これらのサービスの運営方法については、別途契約者、ヤフーおよび当社間で協議の上決定するものとする。

- 第10条（Yahoo!サイト上の名称等の表示）
- ヤフーは、Yahoo!サイト中、リスティング情報を使用して構成されたページや関連ドキュメント上に、ヤフー所定のフォーマットあるいはヤフーが定めるフォーマットにて契約者の名称表示あるいはロゴまたは契約者の指定するリスティング情報の標準ならびにリスティング情報に含まれる著作物の著作権者である旨の表示を付すことができます。
  - ヤフーは、適宜リスティング情報の名称およびリスティング情報が契約者の提供によるものであることをYahoo!サイト中に表示することができるとともに、Yahoo!サイトの広告宣伝・販促広告に際して当該表示を行うことができるものとする。
  - 契約者が本プロパティ上に当該著作権者としての表示を希望した場合、ヤフーは合理的な理由なしにこれを拒絶しないものとする。

- 第11条（広告サービスの販売活動）
- ヤフーは、Yahoo!サイト中において広告サービスを掲載するための販促活動を行うことができるものとします。この場合、ヤフーが広告掲載のための販促活動を行うものとし、当該販促活動から得られる収入は全てヤフーに帰属します。

- 第12条（リスティング情報に関する責任）
- 契約者は、リスティング情報の内容が、第三者の著作権、その他知的財産権、営業秘密またはプライバシーその他の権利を侵害していないことならびにリスティング情報の制作にあたり使用される文芸、美術、音楽や写真等の一切の著作物に関する権利およびその他リスティング情報に関与する演出家、カメラマン、実演家等すべての者の製作、放送等に関する権利についてヤフーがリスティングサービスを履行することを許諾する権利を契約者が有していることを保証します。
  - 契約者は、リスティング情報に関連して必要となる許諾のすべてを取得済みであること、リスティング情報におけるサービスの提供において関係する法令を遵守することを保証します。
  - 契約者は、本特則に定めるほか、ヤフーおよび当社が別途定める諸規定を遵守します。
  - 契約者は、ユーザーが容易に閲覧可能な場所にリスティング情報を掲載するよう管理するとともに、リスティング情報に関する責任は全て契約者にある旨およびリスティング情報に関する連絡は契約者に行うことを要する旨を表示します。
  - 契約者が前各項に違反し、またはその他第三者からヤフーまたは当社がクレーム（損害賠償の請求、使用差止の請求等内容の如何を問わず、また訴訟の係属の有無を問わないものとする）を受けた場合、本契約期間中はもとより終了後に発生したものであっても、自己の責任と費用でこれを解決し、ヤフーまたは当社に生じた損害を補償します。
  - リスティング情報に関する責任は、本特則においてヤフーまたは当社の責任と規定されたものを除き、すべて契約者の責任に帰属するものとし、契約者において処理解決するものとする。

- 第13条（運営の責任）
- ヤフーまたは当社は、Yahoo!サイト（広告サービスの内容を含みます）の運営に関して生じるユーザーその他の第三者からの問い合わせ、苦情等については、本契約中はもとより終了後に発生したものであっても、自らの費用と責任にてこれに対応します。
ただし、当該問い合わせ・苦情等のうち、リスティング情報に関するもの（ヤフーの故意または過失によるものを除きます）および契約者が対応すべきであるとヤフーが合理的に判断するものについては、ヤフーは契約者に対して直ちにその内容を通知し、契約者が自らの費用と責任にてこれに対応するものとする。
契約者は、当社が提供するリスティング情報削除システムを使用の上、リスティング情報の全部または一部の内容に誤りがあった場合は速やかに当該訂正・削除箇所を当社に対して書面またはメールにて通知します。
  - ヤフーはYahoo!サイトの利便性の向上に努め、契約者はリスティング情報の充実に努めます。

- 第14条（障害対応・質疑応答）
- 当社よ、リスティング情報がヤフーに正常に配信されないかまたはリスティング情報が機能を発揮しない場合、契約者に電話、FAX、電子メール等の方法で、原因調査および使用復旧措置を行うよう請求することができます。契約者は、当該請求に基づき原因調査および使用復旧措置を行います。
なお、ヤフーが当該復旧までの間にYahoo!サイト中におけるリスティング情報の掲載が停止した場合といえども、ヤフーまたは当社の責に帰すべき事由による場合を除いて、当該停止期間中の契約者のヤフーおよび当社に対する対価支払義務は免除されないものとします。
  - リスティング情報が正常に掲載されないときには、契約者は、当社に電話、FAX、電子メール等の方法で、原因調査および使用復旧措置を行うよう請求することができます。ヤフーおよび当社は、当該請求に基づき原因調査および使用復旧措置を行います。
  - リスティング情報について疑義が生じた場合、ヤフーおよび当社は、電話、FAX、電子メール等によって契約者と問い合わせをすることができ、契約者は当該問い合わせに対して、速やかに適切な回答をするものとする。

- 4.緊急の場合については、ヤフー、当社および契約者にて別途協議の上、対応案を検討します。

- 第15条（サーバの一時停止、トラブル等の処理）
- ヤフーまたは当社よサーバ、通信回線等の保守その他工事等により、リスティングサービスの提供を全面的に停止せざるを得ない場合、あらかじめその旨契約者に通知して、必要な範囲でリスティングサービスの提供を一時停止することができます。ただし緊急を要しない場合はこの限りではありません。
  - 次の各号に定める事由その他ヤフーまたは当社の責に帰すべき事由以外の原因により本契約に基づくリスティングサービスの全部または一部を履行できなかった場合、ヤフーまたは当社よその責を問われぬものとし、当該履行については、当該原因のために履行することができない範囲において本特則上の義務を免除されるものとする。
    - ヤフーまたは当社の電気通信設備の保守上やむをえないときまたはヤフーまたは当社の電気通信設備にやむをえない障害が発生した場合
    - 非常事態の発生により通信需要が著しく増加したため公の利益のため緊急を要する事項を優先的に取り扱う必要がある場合
    - 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中断・停止等した場合
    - ヤフーまたは当社の電気通信設備の設置場所の管理上必要やむを得ない場合
    - 天災等の不可抗力、停電、通信回線の事故等、ヤフーの管理を超える事由が発生した場合
  - リスティング情報掲載初日およびリスティング情報の内容の変更初日の午前0時から24時間は、「掲載調整時間」とし、当該調整期間中の不具合、不完全掲載あるいは未掲載についてヤフーおよび当社は免責されるものとする。
なお、リスティング情報掲載初日およびリスティング情報の内容の変更初日がヤフーの営業日ではない場合、翌営業日に読み替えて適用します。

- 第16条（再委託）
- ヤフーまたは当社は、本特則においてヤフーまたは当社が負うのと同等の秘密保持義務を負わせることを条件に、リスティングサービスの一部をヤフーまたは当社の責任において第三者に再委託することができるものとする。

- 第17条（競渡等禁止）
- ヤフーおよび当社または契約者は、他の二者の事前の書面による承諾を得ない限り、本特則および個別契約より生ずる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとする。

- 第18条（個人情報の取り扱い）
- 個人情報の取扱いに関して、契約者は次の各号の事項を遵守します。
- 契約者は、リスティング情報に関連してユーザーの個人情報を取り扱う場合、当社の個人情報の取扱いに関する規定、その他関連諸法令（ガイドラインを含む）を遵守しなければならないものとする。
また、契約者はユーザーの個人情報をあらかじめユーザーの許可が得られている範囲に限定して使用するものとする。
  - 契約者がユーザーの個人情報を直接あるいは間接（Yahoo!サイトからのリンク、電子メール等も含みます）に第三者に開示する場合、ならびにリスティング情報中に掲載されている企業等の第三者がYahoo!サイトに通じユーザーの情報を入手する場合、契約者は、その開示方法や内容につき事前に当社の了解を得るものとし、当該被開示者に対しても本条と同一の義務を負わせるものとする。

- 第19条（機密保持）
- 当社および契約者は、本規約第15条（機密情報の取扱い）に従い、相手方の機密情報を取扱うものとする。
  - 当社および契約者は、本特則の内容または本件サービスに係る業務の委託・受託を公表する場合にはその時期、方法および内容につき相手方の事前の書面による承諾を得て行うものとする。

- 第20条（契約解除）
- 契約者または当社は、本規約第26条（期限の利益の喪失）のほか、次の各号のいずれかに該当する場合、相手方からの何らの通知催告なしに、本契約に基づく一切の債務について、期限の利益を失い、一括して弁済するものとする。この場合、当社による本契約の解除については本規約第13条の定めによるものとする。
- ①主要な株主または経営陣の変更がなされ、他の当事者が本契約を継続することを不適当と判断したとき
  - ②リスティング情報が法令、本特則、当社が定めるガイドライン等に違反し、その他当社が不適当であると判断したとき

- 第21条（契約期間）
- 本契約の有効期間は、「ご注意事項」記載のとおりとします。
  - 前項にかかわらず、契約者は、解約日の翌日から契約満了日までの期間に対応する対価の合計額を一括して支払うことを条件に1ヶ月前の通知をもって本契約を解除することができるものとする。
当社は、1ヶ月前の通知をもって本契約を解除することができるものとする。
  - 本契約終了時未履行の債務がある場合、当該債務の履行が完了するまで、なお、当該債務に関しては本規約・本特則の各条項が適用されるものとする。
  - 契約終了後も、本規約第2条第3項に定める各条項のほか、本特則第12条（リスティング情報に関する責任）、第13条（運営の責任）、第18条（個人情報の取り扱い）、第19条（機密保持）は有効に存続します。

- 第22条（契約終了時の措置）
- 本契約が終了した場合、当社は、直ちにYahoo!サイト上のリスティング情報その他一切の情報を消去できるものとする。

- 第23条（付属書類）
- 本申込書内「Yahoo!不動産」賃貸住宅情報 掲載委託書に関する申込書（兼 変更・解約申請書）」と本規約・本特則およびこれらと一体となる添付別紙、および双方記名捺印された書面（以下総称して「本特則等」といいます）以外の相手方に交付する仕様書、運用マニュアル等（以下総称して「付属書類」といいます）も、本特則の一部を構成するものとする。
ただし、当該付属書類と本特則等との間に矛盾・齟齬があった場合には、本特則等の条項が優先するものとする。

- （以下余白）